市町村別権限移譲等実施一覧表（令和8年2月定例会改正分）

＜一覧の見方＞

特例条例No：　県から市町村への移譲事務は、「岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例」別表1・2において規定しています。
①及び②は、それぞれ特例条例に規定する「別表1」及び「別表2」を表し、続く数字はそれぞれの別表に規定されている「項」の番号を表します。
表中の記号は移譲された年度を表します。
「8」：令和8年度に移譲等が行われる事務。以下同じ。「31」：平成31年度に移譲等が行われる事務。以下同じ。
▲：25年度　△：24年度　◆：23年度　◇：22年度　☆：21年度　★：20年度　●：19年度　◎：18年度　〇：17年度以前　×：特例条例で移譲対象とならない事務（法定事務など）

分野	整理NO	法令等名称	事務権限の名称	特例条例No.	盛岡市	宮古市	大船渡市	花巻市	北上市	久慈市	遠野市	一関市	陸前高田市	釜石市	二戸市	八幡平市	奥州市	滝沢市	雫石町	葛巻町	岩手町	紫波町	矢巾町	西和賀町	金ケ崎町	平泉町	住田町	大槌町	山田町	岩泉町	田野畑村	普代村	軽米町	野田村	九戸村	洋野町	一戸町	(a)移譲市町村数	(b)（対象市町村数■等を除く）	(a/b)割合	備考 地方分権一括法	特例条例権限移譲	説明
保健福祉分野	3-15	児童福祉法	認可外保育施設における虐待の通知受理等に関する事務	②2-2	■						8	8	8	8	8				8															8				7	32	22%		レ	【R8.2月改正】法改正により、新たに知事の権限とされた事務を、遠野市等が処理することとしたこと。
農林水産分野	5-9	農地中間管理事業の推進に関する法律	農用地利用集積等促進計画の認可等に関する事務	②32-3 ②32-4				5	5		6					5								8	6				5	7	8							9	33	27%		レ	【R8.2改正】新たに西和賀町等が処理することとしたこと。